

第 103 回日本精神神経学会総会

シンポジウム

情報公開と患者の権利擁護

山口 弘美 (NPO 法人全国精神障害者団体連合会)

選挙権行使の実態

つい最近まで病院内で不在者投票をさせていたが、私の地元長崎では院長の命令で特定候補への投票を職員に提示させ、その候補の名前を書くかどうか職員が見ており、言うとおりに書いたらタバコを一本やるという実態であった。

現在でも病院内に特定の候補を呼んで話しをさせ、車で投票所まで何回も往復させ、投票しているのが実態である。患者の人権無視は甚だしい。

薬に対する情報公開は少ないが、薬に対してインフォームドコンセントされていない実態が多い。きちんと説明される事なく、医者に言われるままの薬量を服用しているケースが多い。患者は医師に対して弱い立場にあり、意見が言えない状況である。現在はアドヒアランスの時代であり、薬に対しても患者自身ももっと勉強し、薬の選択から量まで医師にきちんと意見を述べ、双方納得の上、服薬すべきである。又医師の側も副作用の問題から一日に飲む量を対等の立場で話すべきである。

患者会、家族会の数も少ないのが問題である。患者の権利擁護を言うのであれば、病院内にもつ

と患者会を作るべきである。家族会の数が少ないのも問題である。社会的入院患者を増やしていったのは家族が引き取らない原因が一面にあり、退院促進事業に合わせて家族に勉強してもらい、病院家族会を増やす努力をするべきである。兄弟姉妹に対しても家族会を作らせきちんとした引き取り手になってもらう必要がある。精神の病に対する偏見をとるためにも、患者会、家族会、病院が一体となって取り組むべきである。

最後に国連で 2006 年 12 月 13 日に採択された障害者権利条約と患者の権利宣言について、すでに 83 カ国が署名しているが日本政府はまだ署名さえしていない。一日も早く批准させ、障害者の権利の確立及び差別禁止法を国内的に整備すべきである。そうすることによって患者の権利宣言も実質のあるものになり、患者の人権を尊重した医療が行われるようになるであろうし、今回明らかとなった調査結果の課題についても改善されるであろう。又情報公開も進むであろう。一日も早くその日が来るのを一患者として期待してやまない。